

ビキ二国賠訴訟 上告断念

原告高齢化 労災適用に注力

高知市で会見

米国が1954年にビキ二環礁で行った水爆実験を巡り、被ばくした県内外の元船員が国に賠償を求めた訴訟で、元船員側は19日、敗訴した控訴審判決を受けて最高裁に上告はしない方針を表明した。元船員らは高齢化が進んでいるとし、今後は船員の被ばくが労災扱いされるよう船員保険の適用を進めると説明。来年3月をめどに訴訟を起すという。

元船員側は19日に高知市内で記者会見を開き、太平洋核被災支援センターの山下正寿さん(74)は「上告して裁判が続く間に、元船員が高齢で全真死ぬことが最も恐れた」と断念理由を説明。

「一日も早い救済を」 遺族ら無念さにじませ

元船員らは、日本政を認定。一方、国が「とは言えない」として府が55年の日米合意に政治決着を図ったと主張。張「第五福龍丸」以外にも多くの船員が被ばくしたことを示す文書を2014年まで開示せず、治療の機会などが奪われたと訴えてきた。昨年7月の高知地裁と12日の高松高裁はいずれも、元船員の被ばく員らの訴え。2016く闘ううちに全員が死に意欲を示した。



ビキ二被ばく訴訟の上告断念を表明する山下正寿さん(左から2人目)ら。高知市升形の平和資料館(草の家)。

「予想に反して、感謝されたんです。『お疲れさま』って」敗訴への怒りをぶつける声でもなく、待っていたのは「家族の死が無駄じゃないと裁判で言ってくれた『自分らの悔しい思いを訴えてくれるありがとう』というねぎらいだった。元船員や遺族らは苦しいながらも(敗訴を)前向きにとらえていた。その姿に会い、存命のうちに一日も早く救済しなければと感じる。そのために闘い方を変える」と話し、被ばく船員らの保険適用に支援を移す考えを述べた。「判決に主人も憤っているはず。しかし、あれこれ長い時間がかかるのか。5日に83歳で亡くなった元船員の増本和馬さん(88)も上告断念の理由に「(88)も上告断念の理由に闘う者の高齢化を挙げた。この結論に、主人も納得していると思えます」と話した。元船員の父をがんで亡くした本節子さん(69)は「判決を読むと腹立つ。認めなければいけないが、代理人を務めた梶原守光弁護士も「上告理由はいくらでもある」と悔しさをにじませた。ビキ二訴訟は控訴審で終わり、今後は元船員らの被ばくを労災と認め、船員保険の適用を目指す支援へと移行する。さらに、元船員らを救済する条例の制定も県などに働き掛けていくという。元船員への保険適用を巡っては、16年2月に元船員や遺族ら10人と、その後1人がいずれも全国健康保険協会(東)に適用を申請したことが認められず、厚生労働省への審査・再審査も今年9月まで棄却された。

山下さんは適用訴訟について「他県では被ばく船員に治療費が払われた事例もある。県内でも当時の状況や被ばくの影響をきちんと立証すれば、救済の道はあると信じて」と先を見据えた。(小笠原舞香)

た声について切り出した。「予想に反して、感謝されたんです。『お疲れさま』って」敗訴への怒りをぶつける声でもなく、待っていたのは「家族の死が無駄じゃないと裁判で言ってくれた『自分らの悔しい思いを訴えてくれるありがとう』というねぎらいだった。元船員や遺族らは苦しいながらも(敗訴を)前向きにとらえていた。その姿に会い、存命のうちに一日も早く救済しなければと感じる。そのために闘い方を変える」と話し、被ばく船員らの保険適用に支援を移す考えを述べた。「判決に主人も憤っているはず。しかし、あれこれ長い時間がかかるのか。5日に83歳で亡くなった元船員の増本和馬さん(88)も上告断念の理由に「(88)も上告断念の理由に闘う者の高齢化を挙げた。この結論に、主人も納得していると思えます」と話した。元船員の父をがんで亡くした本節子さん(69)は「判決を読むと腹立つ。認めなければいけないが、代理人を務めた梶原守光弁護士も「上告理由はいくらでもある」と悔しさをにじませた。ビキ二訴訟は控訴審で終わり、今後は元船員らの被ばくを労災と認め、船員保険の適用を目指す支援へと移行する。さらに、元船員らを救済する条例の制定も県などに働き掛けていくという。元船員への保険適用を巡っては、16年2月に元船員や遺族ら10人と、その後1人がいずれも全国健康保険協会(東)に適用を申請したことが認められず、厚生労働省への審査・再審査も今年9月まで棄却された。

「この結論に、主人も納得していると思えます」と話した。元船員の父をがんで亡くした本節子さん(69)は「判決を読むと腹立つ。認めなければいけないが、代理人を務めた梶原守光弁護士も「上告理由はいくらでもある」と悔しさをにじませた。ビキ二訴訟は控訴審で終わり、今後は元船員らの被ばくを労災と認め、船員保険の適用を目指す支援へと移行する。さらに、元船員らを救済する条例の制定も県などに働き掛けていくという。元船員への保険適用を巡っては、16年2月に元船員や遺族ら10人と、その後1人がいずれも全国健康保険協会(東)に適用を申請したことが認められず、厚生労働省への審査・再審査も今年9月まで棄却された。

同センターの浜田郁夫さん(60)は、一審、二審ともに元船員らの被ばくを認め、救済に向け立法府と行政府の主導を促した点は適用判断でも有利に働くと見ている。訴訟の歴史的な成果だ」と強調。今回は上告の「断念」ではない。救済に向け頑張るための判断だ」と述べた。